

特定薬剤管理指導加算 2 について

令和 2 年度診療報酬改定より、がん患者に対する薬局での薬学的管理等の評価として「特定薬剤管理指導加算 2」が新設されました。以下に、大分大学医学部附属病院（以下、当院）におけるがん化学療法の薬薬連携の体制についてお示しします。

【対象患者】

連携充実加算を届け出ている保険医療機関で抗悪性腫瘍剤を注射された患者であって、レジメン（治療内容）等について文書により交付され、抗悪性腫瘍剤や制吐剤等の支持療法に係わる薬剤の調剤を受けるもの。

* 当院では、原則として外来化学療法が初回の患者さんおよびレジメンが変更となった患者さんに治療スケジュール表を交付しています。また、「連携充実加算」算定対象の患者さんに副作用チェックシートを交付しています。

【算定要件】

対象患者のうち、保険薬局の保険薬剤師が以下のアからウまでの全てを実施した場合に算定する。

- ア 当該患者のレジメン等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行うこと。
- イ 当該患者が注射又は投薬されている抗悪性腫瘍剤及び制吐剤等の支持療法に係る薬剤に関し、電話等により服用状況、副作用の有無等について患者又はその家族等を確認すること。
- ウ イの確認結果を踏まえ、当該保険医療機関に必要な情報を文書により提供すること。

* 当院では、レジメンに関する情報および抗がん剤情報共有シートを薬剤部ホームページに公開しています。当院へ情報提供を行う際に、ご活用ください。

算定要件・留意事項・施設基準の詳細については必ず原文をご確認くださいようお願いいたします。

厚生労働省 令和 2 年度診療報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00027.html

外来化学療法室



①患者さんがレジメン等を持参

大分大学医学部附属病院



⑤薬局からの情報を当院の薬剤師が評価、必要に応じて主治医へフィードバックし診療に活用

・ホームページ上に公開された
レジメン情報や研修会を活用

④抗がん剤情報共有シートを用いて
必要な情報を当院へフィードバック

保険薬局



②レジメン等に基づく服薬指導
③患者さんの服薬状況、副作用の有無等について電話等で確認